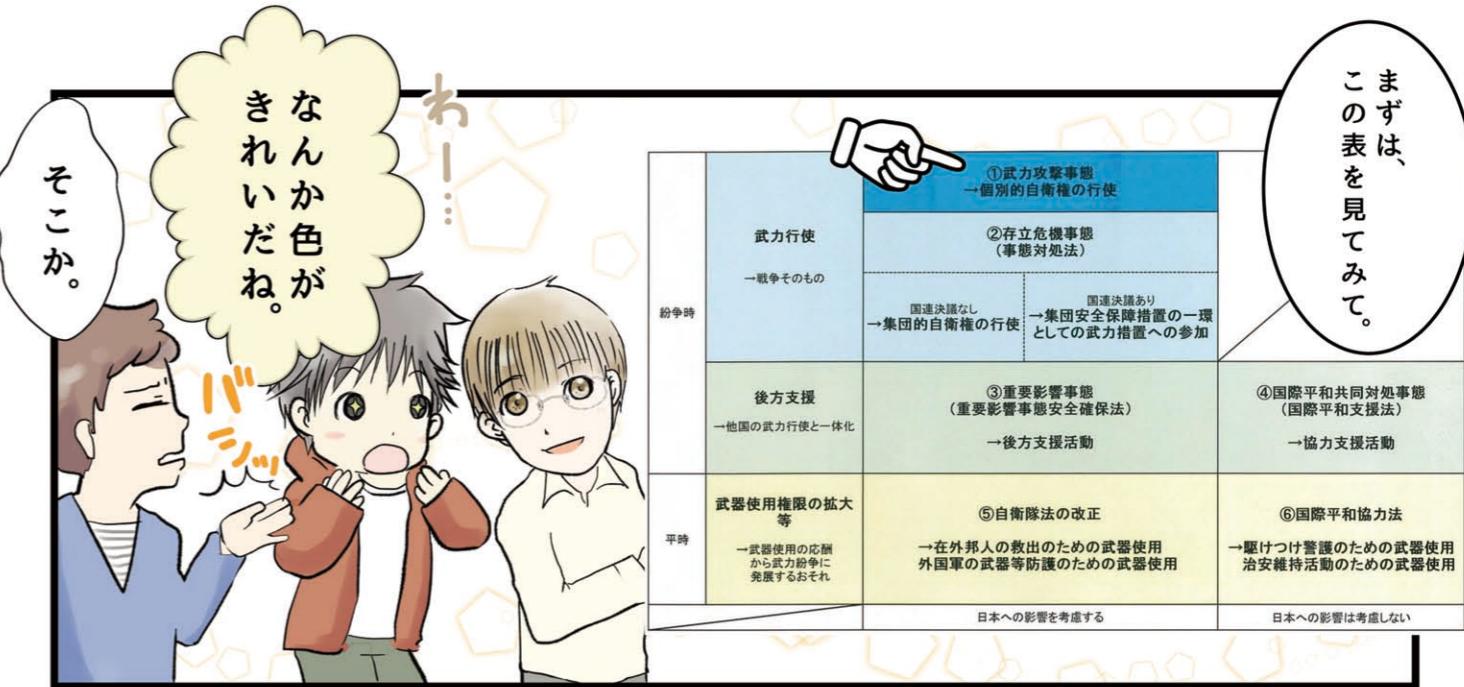


まずは、この表を見てみて。

紛争時	①武力攻撃事態 →個別的自衛権の行使	②存立危機事態 (事態対処法)	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) →協力支援活動
	国連決議なし →集団的自衛権の行使		
	国連決議あり →集団安全保障措置の一環としての武力措置への参加		
平時	後方支援 →他の武力行使と一体化	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) →後方支援活動	⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 →外國軍の武器等防護のための武器使用 →協力支援活動
	武器使用権限の拡大等 →武器使用の範囲から武力紛争に発展するおそれ	日本への影響を考慮する	⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 →治安維持活動のための武器使用 日本への影響は考慮しない



おしまい。